

警察署員の居住区域の指定について

(平成26年9月3日例規第58号)

みだしのことについて、下記のとおり定め、平成26年10月1日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、警察署員の居住区域の指定について（平成13年甲通達警第67号）は、平成26年9月30日限り廃止する。

記

1 指定区分

(1) 署長

署長は、自署の署長公舎に居住するものとする。ただし、署長公舎以外の住居に居住することが相当と認められる事情が生じたときは、その期間、理由等を明らかにし、本部長に対し、署長公舎居住指定解除申請書（別記様式）により指定解除を申請するものとする。

(2) 特定幹部

副署長、次長、地域官等及び各課長（会計課長を除く。以下「特定幹部」という。）は、勤務公署から半径20キロメートル以内で、かつ、有事の際、応招又は参集のために居住地を出発してから勤務公署に到着するまでの所要時間がおおむね40分以内の区域（以下「指定区域」という。）内に居住するものとする。ただし、署長は、管轄区域内の治安を維持するため、特に必要があると認める場合には、指定区域内に居住している特定幹部に対し、勤務公署に近接した公舎又はその他の住居（以下「公舎等」という。）への居住を指定することができる。

(3) その他の警察署員

署長は、管轄区域内の治安を維持するため、特に必要があると認める場合には、前記(2)に規定する職以外の署員に対し、指定区域内に所在する公舎等への居住を指定することができる。

2 居住区域の指定の特例

署長は、管轄区域内の治安維持に支障がないと判断する場合に限り、特例として特定幹部を指定区域外に居住させることができる。

3 協議

署長は、前記1(2)若しくは(3)の規定により居住区域の指定を行うとき、又は前記2の規定により特定幹部を指定区域外に居住させるときは、事前に県本部警務課長と協議するものとする。

4 経過規定

この例規通達の施行前に管轄区域内への居住を指定されている者及び管轄区域外からの通勤を認められている者については、なお従前の例によることができる。

5 その他

この例規通達に定めるもののほか、警察署員の居住区域の指定に関し必要な事項は、県本部警務課長が別に定める。